

# 低圧蓄熱調整契約

※2016年4月以降、新規加入の受付は停止していますが、すでにご加入いただいているお客さまは、引き続き当該料金メニューをご利用いただけます。

## ご契約に関する重要事項のご説明

中国電力株式会社の低圧供給契約へのお申込みにおいて、改正電気事業法(平成28年4月1日施行)に定める小売電気事業者の説明義務および書面交付義務に基づき、同年4月1日以降に適用されるお客さまと当社との電気需給契約に関する重要事項について、本書によりご説明いたします。電気特定小売供給約款(以下「供給約款」という。)および選択約款ならびに本書の記載事項を必ずお読みいただき、同意のうえ、お申込みください。

- (1) 本書に記載の電気料金その他の供給条件は、供給約款および選択約款に基づきます。選択約款を変更するときには、当社は、変更内容のみをお客さまへお知らせします。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合は、当社は、変更された税率に基づき、選択約款を変更します。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 供給約款および選択約款は、当社ホームページや取扱店にてご覧いただけます。
- **ご契約の内容は、供給約款および選択約款によります。本書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、当社ホームページ等にて供給約款および選択約款をご覧ください。**
  - **最寄りの取扱店のお問い合わせフリーダイヤルや受付時間等は、当社ホームページをご覧ください。**

[小売電気事業者名]中国電力株式会社 [小売電気事業者登録番号]A0273 [当社ホームページ]<http://www.energia.co.jp/>

- ▶ 低圧蓄熱調整契約は、冷暖房負荷等の蓄熱式運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまに適用します。  
※ただし電気特定小売供給約款の低圧電力または選択約款の低圧高負荷契約にご加入されているお客さまに限りです。
- ▶ 低圧蓄熱調整契約の蓄熱式負荷設備の夜間使用電力量は、1計量をもって計量し、原則としてその他の負荷設備とは別に計量します。なお、当社が承認した小容量の水蓄熱式空調システムを使用する場合には、当該システムの夜間使用電力量は、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。
- ▶ 契約期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、お客さまと当社の双方が、変更または廃止の申入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。この場合、当社は契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- ▶ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- ▶ お客さまが、蓄熱負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更、または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- ▶ 低圧蓄熱調整契約(選択約款)に定めのない規定等については、供給約款、低圧高負荷契約に定めるところによるものとします。

### 蓄熱割引額

低圧電力、低圧高負荷契約によって算定された基本料金および電力量料金の合計から、以下のとおり蓄熱割引額を算定します。

#### (1) 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{低圧電力の夏季料金またはその他季料金} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{蓄熱割引率}^{*1}$$

※1	
夏季蓄熱割引率	0.466
その他季蓄熱割引率	0.416

#### (2) 低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{低圧高負荷契約の夏季料金またはその他季料金} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{蓄熱割引率}^{*2}$$

※2	
夏季蓄熱割引率	0.499
その他季蓄熱割引率	0.452

### 蓄熱ピーク調整

蓄熱ピーク調整は、当社が認定した自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転が可能な場合に適用します。

- ▶ 以下に定める調整時間において、蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を利用することにより熱源機等の停止または調整(以下「蓄熱ピーク調整」といいます。)が可能な場合とします。
- ▶ ただし、あらかじめ熱源機等が停止している場合は、蓄熱ピーク調整とはしません。

#### 調整期間

7/1~9/30 (土・日・祝日・8/13~15を除く)

#### 調整時間

調整期間を通じて負荷調整を実施する時間とし、午後1時~午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。

#### 契約調整電力

調整時間において停止または調整する熱源機等の機器容量(kW)等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

### 蓄熱ピーク調整割引額

調整が行われた各月について以下により算定します。ただし、当社が認定した自動制御等により蓄熱ピーク調整が行われなかったとみなされる場合には、割引を行いません。

$$\text{蓄熱ピーク調整割引額} = \text{契約調整電力} \times \text{調整時間} \times \text{割引単価 (660円 00銭)}$$